

○倉敷市地域おこし協力隊の設置に関する要綱

平成28年5月19日

告示第337号

改正 令和2年6月9日告示第419号

令和3年3月19日告示第147号

(目的及び設置)

第1条 将来の人口減少が予想される本市において、市外の人材を本市に招致し、その定住を図るとともに、高梁川流域連携中枢都市圏（新見市、高梁市、総社市、早島町、倉敷市、矢掛町、井原市、浅口市、里庄町及び笠岡市をいう。以下「圏域」という。）への移住及び圏域内外の交流を促進することにより、地域を活性化するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、倉敷市地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

(協力隊の活動)

第2条 協力隊は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動（以下「地域協力活動」という。）を行う。

- (1) 圏域の観光振興に関する活動
- (2) 圏域の農林水産業及び商工業の振興に関する活動
- (3) 圏域への移住及び定住の促進に関する活動
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な活動

(協力隊員の委嘱)

第3条 協力隊の隊員（以下「協力隊員」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 三大都市圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、岐阜県、三重県、大阪府、京都府、奈良県及び兵庫県をいう。）若しくは地方自治法第252条の19第1項の指定都市（岡山市を除く。）に現に住所を有する者又は岡山県外の市町村において2年以上の地域おこし協力隊員の経験があり、かつ、当該地域おこし協力隊員としての活動期間を終えてから1年以内の者で、生活拠点を本市内へ移し、住民票を異動させることに了承するもの
- (2) 心身が健康で、かつ、本市内に定住する意欲のある者

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

（委嘱期間）

第4条 協力隊員の委嘱期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。ただし、年度の途中において委嘱した協力隊員の委嘱期間は、委嘱した日の属する年度の末日までとする。

2 前項の委嘱期間が終了した後、市長は、必要があると認めるときは、2年を超えない範囲で委嘱期間を延長することができるものとする。

3 前項の規定により委嘱期間を延長する場合には、1年ごとに延長するものとする。

（協力隊員の地位等）

第5条 協力隊員は、市長の委嘱を受け、地域協力活動の対価として報償費の支給を受けるものとする。ただし、協力隊員と本市との雇用契約は、存在しないものとする。

2 協力隊員は、地域協力活動に支障のない範囲において就業等ができるものとする。

3 協力隊員は、市長の指示及び指導に従わなければならない。

（活動報告）

第6条 協力隊員は、毎月10日までに所定の活動実績書により、前月の地域協力活動の実績を市長に報告しなければならない。

（報償費）

第7条 協力隊員の報償費は、月額225,000円とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

（解嘱）

第8条 市長は、協力隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。

(1) 疾病等のため、地域協力活動の遂行が困難であると認められるとき。

(2) 地域協力活動の内容が不適切であると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協力隊員としてふさわしくない行為があったとき。

（協力隊員の守秘義務）

第9条 協力隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また

同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和2年6月9日告示第419号)

この要綱は告示の日から施行し、改正後の第7条の規定は、令和2年4月分の地域協力活動に係る報償費の支給から適用する。

附 則 (令和3年3月19日告示第147号)

(施行期日)

1 この要綱は令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第7条の規定は、令和3年4月分の地域協力活動に係る報償費から適用する。